

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可申請書作成要領

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第43条第1項に基づく申請書には、次の図書を添付して市長に提出してください。

なお、当該申請が既存の権利者の届出（法第34条第13号）にかかわるものであるときは、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）に基づき申請書第4欄の記載は「令第36条第1項第3号ニに該当」とし当該届出の受理通知書の年月日及び番号を記載してください。

1 添付図書

図書の種類	図示すべき事項	縮尺
(1) 位置図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設	
(2) 敷地現況図	敷地の境界、敷地の断面	1/500 以上
(3) 土地利用計画図	ア 新築又は改築の場合 敷地の境界、敷地の断面、建築物の位置、崖及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 イ 用途の変更の場合 敷地の境界、敷地の断面、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上
(4) 各階平面図	新築、改築又は用途の変更をしようとする建築物の各階平面図	1/100 以上
(5) 立面図	新築、改築又は用途の変更をしようとする建築物の二面以上の立面図	1/100 以上
(6) 土地建物登記簿謄本等	敷地内の土地建物の登記簿謄本並びに妨げとなる権利を有する者がある場合はその同意書及び印鑑証明書	
(7) その他市長が必要と認める書類	委任状、他法令の許可書の写し、土地の公図の写し、排水同意書、境界確定協議書、文化財協議書、合併処理浄化槽審査済証明書、住民票、建築理由書、許可要件に関する書類	

2 申請書提出部数

正本1部、正本の写し1部

※ 令第36条第1項第3号ホに該当する場合は、建築等許可申請書とは別に申請者において広島県開発審査会での説明資料が必要となります。